

知財法務の勘所Q & A（第88回）

特許異議申立てで維持された特許権に対して無効審判を請求する際に留意すべき点はあるでしょうか？

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁理士 小野 誠

Q1 特許異議申立てで維持された特許権に対して請求された無効審判の件数はどのくらいあるのでしょうか？特に、異議申立の際の主引例と同じ主引例に基づいた無効審判の件数及びその際の無効化率はどの程度でしょうか？

A1 特許異議申立てで維持された特許権に対して請求された無効審判の件数は比較的少ないようです。しかし、無効審判の主引例が異議申立の主引例と同じであっても、必ずしも特許を無効にすることができなくはないようです。

審判便覧では、「特許異議の申立てにおいては、無効審判の審決についての一事不再理の規定（特§167）（→51—19の5.(3)）と同様の規定は設けられておらず、一事不再理効は働かない。また、特許異議の申立てと無効審判との間においても一事不再理効は働かない。」（審判便覧(67-06P、6)）とされています。そこで、異議申立てで維持された特許権（以下、「維持特許」といいます。）に対して請求された無効審判の件数を調べました。また、そのうちで異議申立の際の主引例と同じ主引例に基づいた無効審判の件数を調べました。

まず、近時の無効審判の全請求件数とその無効化率をみると、2016～2023年の年間無効審判請求件数は約85～160件で、無効化率は約15～30%でした（特許庁行政年次報告書より）。

次に、維持特許に対して請求された無効審判の件数は19件（2016年～2024年7月の総件数（J-PlatPatで検索））と、割合としてはかなり少ないものでした。さらに、異議申立と無効審判の主引例が違ったものが13件で、その無効化率は約15%でした。また、異議申立と無効審判の主引例が同じものは6件で、その無効化率は約33%でした（図1 A、B）。